

(12) 危機管理室**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

危機管理室は、国立大学法人上越教育大学危機管理室規程に基づき、次の業務を行う。

- i) 危機管理に関する総括及び危機管理の円滑な推進に関する事項
- ii) 把握した危機を低減するための検討に関する事項
- iii) 把握した危機の管理に係る点検・評価及び改善に関する事項
- iv) 把握した危機の予防に関する事項
- v) その他危機管理に関し必要な事項

イ 組織の構成及び構成員等

危機管理室は、理事、副学長、事務局次長、各課長及び監査室長並びにその他学長が指名した者で構成し、学長が指名する理事又は副学長が室長、室長が室員のうちから指名する副室長、その他の者が室員として業務を行っている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

平成29年度は、「大規模災害発生時における関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定」及び「気象警報発令時及び公共交通機関運休時における授業等の取扱い」に関して、書面審議を行った。

イ 審議された主な事項

- ・ 大規模災害発生時における関東・甲信越地区国立大学法人等間の連携・協力に関する協定【書面審議】
- ・ 気象警報発令時及び公共交通機関運休時における授業等の取扱い【書面審議】

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

- ・ インフルエンザなどの各種感染症及び不審者に関する事象などが発生した際に、学生及び教職員に注意喚起を行った。
- ・ 大地震等の災害発生時の対応として、防災備蓄品（飲料水・食料品など）を追加整備した。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

関係行政機関等との連携や情報収集に努め、危機管理に関するマニュアルの点検・整備を継続していく必要がある。

また、防災用備蓄品についても引き続き整備し、災害等に備えていく必要がある。